

改正

平成28年3月28日規則第43号

令和2年3月27日規則第30号

新潟市農地効率的利用促進審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市附属機関設置条例（昭和35年新潟市条例第39号）により設置された新潟市農地効率的利用促進審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員10人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 中小企業診断士
- (3) 税理士
- (4) 公認会計士
- (5) 市内の農業及び農村の現状を把握し、その意見を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(解嘱)

第5条 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき又は職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない行為があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務

を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、資料の提出又は意見を求めることができる。

2 会長は、会議の調査審議に当たり、地域の実情を把握するため、当該調査審議の対象となる案件に係る区の区役所職員の出席を求め、資料の提出若しくは説明をさせ、又は意見を聴取するものとする。

(委員の除斥)

第9条 委員は、会議の調査審議に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、これに加わることができない。ただし、審査会の同意があるときは、会議に出席し、意見を述べることができる。

(1) 自己、配偶者又は3親等内の血族若しくは姻族の利害に関係するとき。

(2) 農地の鑑定評価に自ら関与しているとき。

(3) 自己に、公正かつ適正な調査審議に疑義を生じさせるような特段の事情があるとき。

2 委員は、前項各号のいずれかに該当するときは、その旨を会長に申し出なければならない。

(会議の非公開)

第10条 会議は、非公開とする。

(秘密を守る義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、農林水産部農林政策課において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、新潟市附属機関設置条例の一部を改正する条例（平成26年新潟市条例第67号）の施行の日から施行する。（施行の日＝平成27年1月28日）

附 則（平成28年3月28日規則第43号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第30号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。